

真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン

2007年内達第11号

真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメント防止に向け、宗派に所属する僧侶、門徒が性別に関わりなく「一人」としての尊厳を認め合う関係を構築できるよう、広く周知するため、別紙のとおり「真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン」を定める。

1 目的

このガイドラインは、真宗大谷派に所属する僧侶、門徒が性別に関わりなく「一人」としての尊厳を認め合う関係を構築し、もって宗派におけるセクシュアルハラスメントの防止に資することを目的とします。

2 真宗大谷派のセクシュアルハラスメント防止に関する基本姿勢

- (1) 宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神にのっとり、全ての男女が性別に関わりなく、一人ひとりが同朋社会の実現に努めます。
- (2) 人権を侵害する行為であるセクシュアルハラスメントの防止に努めるとともに、お互いの尊厳を認め合う関係の回復に向け、被害者の保護と加害者が再びセクシュアルハラスメントを行うことがないように、その再発防止に取り組みます。

3 真宗大谷派におけるセクシュアルハラスメントの定義

- (1) 宗派における「セクシュアルハラスメント」とは、教化、聞法、研修、就労等の活動（以下「教化活動」と表記します。）における関係を利用して相手を不快にさせる「性的な関心や欲求に基づく言動」（以下「性的な言動」と表記します。）であり、それは場所（寺院、教会、別院、宗務所及び教務所等）や時間を問いません。

また、「性的な言動」により結果的に教化活動における環境を害すること、あるいは、「性的な言動」に対する相手の対応によって、「性的な言動」を行った者が相手に対し、利益または不利益を与えることをいいます。

なお、セクシュアルハラスメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

また、「性的な言動」とは、性別によって役割を分担すべきとの意識に基づく言動も含まれます。

- (2) セクシュアルハラスメントは、主として男性から女性に対して行われることが多いのですが、女性から男性に対して、あるいは同性間で行われることもあります。

また、一定の権限をもつ者からもたない者に対して行われることが多いのですが、もたない者からもつ者に対して行われることもあります。

4 ガイドライン適用の対象者

このガイドラインは、宗派に所属する全ての僧侶、門徒及び宗務所・教務所・別院等、宗派の機関に勤務する全ての職員（常勤・非常勤を問いません）を対象とします。

なお、上記対象者とそれ以外の者との関係においても、このガイドラインを準用して対応します。

5 セクシュアルハラスメントをしないために認識すべき事項

(1) 意識の重要性

セクシュアルハラスメントをしないためには、次のような意識が重要です。

- お互いの人格を尊重しあうこと。
- お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

(2) 基本的な心構え

- ① セクシュアルハラスメントをしないためには、相手を不快にさせる性的な言動、性的な誘いかけと受け取られる言動、性的に好意的な態度を要求していると受け取られる言動等を避けるように心がけるべきです。
- ② 性に関する言動に対する受け止め方には、個人や男女、その立場等により差があること、また、社会的・文化的・世代的にも受け止め方に違いがあることを理解しましょう。前述しましたが、セクシュアルハラスメントに当たるか否かについては、言動の受け手の判断が重要となります。
具体的には、次の点について注意しましょう。
 - ・親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ・不快に感じるか否かは個人差があること。
 - ・この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ・相手との良好な人間関係ができていようと勝手な思い込みをしないこと。
- ③ 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- ④ セクシュアルハラスメントを受けたと感じているかどうかについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないことに注意しましょう。
 - ・セクシュアルハラスメントを受けた人が、周囲との人間関係を考え、拒否できないことがあります。拒否していないからといって、それを同意・合意と受け取るのは大きな誤りです。
- ⑤ 教化活動の場でのセクシュアルハラスメントにだけ注意するのでは不十分です。
 - ・例えば、人間関係がそのまま持続する酒席等の場においてセクシュアルハラスメントが起きないように十分に注意すること。
- ⑥ 僧侶、門徒及び職員へのセクシュアルハラスメントにだけ注意するのでは不十分です。
 - ・寺院、職場等を訪れる人や業務上の相手方との関係にも十分に注意すること。

6 教化活動における適正な環境を確保するために認識すべき事項

(1) 僧侶、門徒及び職員が認識すべきこと

教化活動における環境は、僧侶、門徒及び職員並びに関係者の協力の下に形成されています。

セクシュアルハラスメントにより、こうした環境が害されることを防ぐため、次のことを認識しなければなりません。

- ① 僧侶、門徒及び職員において、住職、教会主管者及び所属宗務機関の長との関係等、立場や役職の違いがセクシュアルハラスメントの背景となりうることを十分に認識するべきです。
- ② セクシュアルハラスメントの加害者や被害者を出さないために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとるべきです。
 - ・セクシュアルハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。
 - ・セクシュアルハラスメントを契機として、教化活動の環境に重大な悪影響が生じないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとること。
- ③ セクシュアルハラスメントについての問題提起があるにもかかわらず、それを当事者間の個人的な問題として片づけてはいけません。
 - ・ミーティングを活用すること等により解決できる問題については、問題提起を契機として、教化活動における環境の確保のために皆で取り組んでいくことを日頃から心がけること。
- ④ 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗りましょう。

- ・被害者は「恥ずかしい」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがあるので、被害が深刻にならないように、気がついたことがあれば、気軽に声をかけること。

⑤ セクシュアルハラスメントがある場合には、住職、教会主管者及び所属宗務機関の長に相談する等の方法をとりましょう。

(2) 住職、教会主管者及び各宗務機関の長の役割

教化活動に専念できる良好な環境を確保するため、住職、教会主管者及び各宗務機関の長は、セクシュアルハラスメントにより、所属する僧侶、門徒及び職員に不利益や被害が生じることのないよう、その防止に努めなければなりません。

また、常に次のことを心がけるとともに、問題が発生した場合には迅速かつ適切な対応を行うよう努めましょう。

- ・ミーティングやセクシュアルハラスメント防止研修等の開催を通じ、僧侶、門徒及び職員の意識の向上に努める。
- ・セクシュアルハラスメントが生じていないか、または生じることがなきよう十分な注意を払う。
- ・僧侶、門徒及び職員等からセクシュアルハラスメントに関する苦情相談があった場合は、迅速かつ適切に対応する。
- ・セクシュアルハラスメントにより苦情等を申し出た僧侶、門徒及び職員に対して不利益な扱いをしない。

7 セクシュアルハラスメントを受けた場合の対応

(1) 基本的な心構え

セクシュアルハラスメントの被害を受けた人は、自分に落ち度があったとか、その場で意思表示できなかったなどと自分を責める必要はありませんが、被害を深刻にしないために、次の事柄について十分に認識しましょう。

- ① 1人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。
 - ・セクシュアルハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は改善されないということをまず認識すること。
- ② セクシュアルハラスメントに対する行動をためらってははいけません。
 - ・「恥ずかしい」、「仕返しが怖い」などと考えがちですが、被害をより深刻にせず、また、他に被害者をつくらないためにも、勇気を出して行動すること。

(2) セクシュアルハラスメントを受けた場合

僧侶、門徒及び職員等はセクシュアルハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれます。

- ① 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。
 - ・セクシュアルハラスメントに対しては毅然とした態度をとり、はっきりと自分の意志を相手に伝えることが重要。しかし、背景に上下関係等が存在し、直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとる方法もある。
- ② 信頼できる人や身近な相談窓口に相談しましょう。
 - ・はじめに、同僚や知人・友人等の信頼できる人に相談することが大切。そこで解決することが困難な場合には、身近な相談窓口に相談する方法を考えること。
 - ・相談するに当たっては、セクシュアルハラスメントを受けた日時、場所、内容等を記録したり、必要によって第三者の証言を依頼することが望まれる。

8 宗務職員のセクシュアルハラスメント防止に向けた取り組み

宗務職員に関するセクシュアルハラスメントに関しては、別に規程を定め、宗務所にセクシュアルハラスメント防止委員会と、相談窓口を設置します。

(1) セクシュアルハラスメント防止委員会

委員会は、セクシュアルハラスメントを防止するための企画及び研修等を行うとともに、委員会内に相談窓口（調査員を兼ねた相談員を置く）を置き、セクシュアルハラスメントを受けた被害者や関係者からの苦情相談に、迅速かつ適切に対応します。

- ① 相談員は、相談者の意向に応じて委員会に相談内容を報告します。
- ② 委員会は、相談員からの報告を受けたときは（上記①）、必要に応じて相談員を指名して調査を行います。
- ③ 指名された相談員は、当事者双方及び関係者に対して公平に調査を行い、調査結果を委員会に報告します。
- ④ 委員会は、調査結果の報告を受けたときは（上記③）、専門家の助言に基づいて、セクシュアルハラスメントの事実があったかどうかの判定を行います。
- ⑤ 委員会によって、セクシュアルハラスメントの事実があったと判定された場合は、宗務役員懲戒規程により懲戒を受けることがあります。

(2) 相談窓口

セクシュアルハラスメントの形態は極めて多様であり、各宗務機関での解決が難しい場合や、上司等に相談しにくい事例も考えられます。このため、宗務職員が気軽に相談できる相談窓口を設置します。

相談窓口は、主に電話によって相談を受けるものとし、宗務総長が命じた宗務職員、女性室スタッフ及び宗派が委託する外部機関が相談に対応します。

また、他の職員が被害を受けているのを見て不快に感じる職員や、セクシュアルハラスメントの相談を受けた宗務機関の長などにも対応します。

(3) 被害者の保護及び再発防止への取り組み

委員会は、被害者の保護と加害者が再びセクシュアルハラスメントを行うことがないように、再発防止への取り組みを行い、当事者双方が互いの尊厳を認め合う関係の回復に努めます。

(4) 秘密の保持

委員会は、相談者をはじめ関係者のプライバシーを守り、知り得た事項についてその秘密を厳守します。

9 宗務職員以外の僧侶、門徒に関するセクシュアルハラスメント

宗派における宗務職員以外の僧侶、門徒に関するセクシュアルハラスメントは、各宗務機関の長から人権侵害であると提起があった場合、解放運動推進本部が対応します。

以上